

学校給食法における学校給食運営の「直営原則」についての論証

— 学校給食を民間委託することの違法性に関する一考察 —

To Prove Concerning the Principle of Direct Management on Provision
of School Meals by State and Local Self-Government themselves in
School Meals Act of Japan

— a study on violation of law about the privatization of
provision of school meals as the public affairs —

新 村 洋 史

Hiroshi SHINMURA

序 本稿の研究課題と対象・方法

1980年代初頭にはじまる第2次臨時行政調査会による「行政改革」(所謂、「臨調・行革」)政策は、教育、そしてその一環としての学校給食や食育・食教育にも多大な影響や混乱をもたらすことになった。この路線は、新自由主義・新保守主義(国家主義や管理統制主義)と呼ばれる新しいレジーム(resime=統治形態)の日本における始まりを画するものであった。1990年代半ばには、「構造改革」という呼び名でこのレジームの更なる展開が行われ、地方においても「地方行政改革」としてその具体的な推進が図られた。

同路線は、学校給食や食教育の場面では、旧文部省通知「学校給食の運営業務の合理化について」(1985年)を起点として、学校給食の調理業務における「民間委託」(民営化)の推進に焦点をおいて展開されてきた。また、近年では「栄養教諭制度」(2004年5月)や「食育基本法」の国会上程(2004年3月)などへの新展開をみるに至っている。前者の民間委託化は、新自由主義的政策・行政の現れであり、後者の近年の動向は新保守主義すなわち国家主義や中央集権的な管理主義の現れとみることができる。(これらの点について

は、それだけで詳細な論述を必要とする問題であるのでここでは差し控える。)

こうした「行政改革」の動向に対して、2000年を前後する時期から、学校給食の民間委託に対して地域住民や職員を原告とする行政訴訟が提起されるようになった。その一例として東京都杉並区における住民訴訟がある¹⁾。

この事例の考察は本稿の対象外であるが訴訟の争点を簡潔に言えば、原告住民側は学校給食の民間委託の実態が、法令違反(学校給食法違反、職業安定法違反、地方財政法違反等)であるとして同区長による民間委託契約と委託費の財政支出に違法性があることを追求し、被告区当局側はこれを全面的に否認するという争訟の構造となっている。

この訴訟は、東京地方裁判所で審理され2004年7月、原告側の敗訴という判決が下された。判決では、区行政当局の裁量権を重くみて被告側の勝訴とした。しかし、なお検討すべき問題と課題は多々残されていると思われる。

本稿では、学校給食法の歴史的に形成されてきた法規範の内容と構造を検討することをおして、学校給食の調理業務における民間委託との関連を考察し、学校給食法が所謂

「直営の原則」を貫いてきたことを論証することを研究課題としたい。この論点は、管見するところ、裁判所法廷でも定見が存在せず²⁾、地域の弁護士会などの見解表明や意見書を閲覧しても必ずしも十分に論証しきれている現状でもない。さらに、学術的研究の分野（法律学、教育法学、行政学など）では殆ど見るべきものがない現状であると思われる。そのような現状に鑑みれば、本稿の論点に関する研究には一定の研究的意義があると考えられる。

研究の対象としては、国会審議録及び、文部省の諸通達・通知、有権解釈文書、文部省指導書等を対象に、これらの文献・史料を考察することをとおして、本稿の課題を達成することを目指したい。

I、学校給食の基本法としての学校給食法の法制的意義について

学校給食法（1954年制定）は、「教育法」であることに法制史上の画期的意義がある。すなわち、戦前における救貧法的なボランティアな学校給食、十五年戦争下（1931年-1945年）における「健兵健民」づくりを目的とする栄養政策としての学校給食制度（1932年-1945年）³⁾、及び敗戦後における戦後復興のための学校給食制度（ガリオア・エロア基金等による学校給食）を経て、まったく新たに憲法・教育基本法・学校教育法という教育法体系のなかに位置づけられることになった「教育としての学校給食」法制、それが学校給食法である。この点が、学校給食法の第一の法制史的意義である。

第二に、法制上の重要な点は、学校給食の実施・運営の責任が国及び地方公共団体にあるとしたことである。同法案の提案理由につき、時の大達文部大臣は「本法律案の骨子といたしますところは、学校給食の目標及び定義を明らかにし、学校給食に関し、小学校等

の設置者、地方公共団体及び国の任務について所要の規定を設けたのであります」（第19国会、衆議院文部委員会、1954年4月14日）⁴⁾と説明した。

以上のことから、①学校給食の実施・運営の任務（責任）を負うのは、国及び地方公共団体であること、②給食の実施・運営の目的及び目標は、憲法・教育基本法体制のもとにある学校教育の任務を遂行する教育の一環として行われるものであることがあきらかである。これらは、学校給食の実施・運営における、いわゆる「直営の原則」を明示したものである。これらから「直営」とは、学校の設置者が学校給食の実施・運営のすべてにわたって直接的に管理運営する任務を遂行し、種々の事務事業を処理するという意味であると解される。

この直営の原則を具体的に実現すべく、学校給食法を学校給食の「基本法」とし、その後、学校給食関連の諸法令を制定し、さまざまな国家的基準を設定して、学校給食における教育の条件整備を図ってきたと言える。

以下、そのいくつかの事例について言及する。

II、国及び地方公共団体の責任の具体化

学校給食法は第5条で、「国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない」と定めている。すなわち、学校給食の普及と健全な発達を促進することを国と地方公共団体の努力義務としている。「健全な発達」とは、同法第1条、及び第2条がいう学校給食の目的と目標を実現することを指す。「普及」とはそのような教育としての学校給食を日本全国の学校において実現させるということである。国及び地方公共団体が学校給食の実施・運営に直接責任を負うという原則（前提）が当然であると認識されていればこそその努力義務の規定である。

さらに、学校給食法には衆議院・参議院の両院において「附帯決議」がなされている。これもまた、学校給食法の内実をなすものとして尊重されねばならない⁵⁾。

衆議院の附帯決議では三項目が掲げられた。第一項目は、学校給食費の負担に困難を感じずる保護者に対する援助の措置をなすこと、第二項目は、学校給食の適用を義務教育諸学校の全体に及ぼすこと（小学校だけではなく中学校給食を実施すること。引用者）、第三項目は、脱脂粉乳についても国庫補助の措置をなすこと、である（1954年5月27日、衆議院本会議）。ここにも、国と地方公共団体の責任と任務が明示されている。

参議院の附帯決議は六項目が掲げられているが、衆院の同旨の項目に加えて、第五項目には、学校給食の施設及び設備に対する国庫補助の増額を計ること、第六項目として、学校給食を担当する「栄養管理職員及び必要な員数の調理に従事する職員」の給与費についても国庫補助の途を開くこと、と決議している（1954年5月30日参議院本会議）。

これら衆・参両院の附帯決議は、国と地方公共団体が直接責任を負って財政面でも人事面でも公務員としての学校給食関連職員を配置するという教育条件整備を行うことを中央と地方の行政当局の義務として決議している。このことは言い換えれば、学校給食の直営原則を端的に示したものであり、そのすべての項目が重要であるが、参議院の附帯決議の第六項目は特に重要である。

すなわち、この項目が、今日の学校栄養職員や調理員を国庫補助対象や地方交付税対象の学校職員（公務員）として位置づけ、学校給食事業の中心的部門である献立作成、栄養管理、安全管理、給食管理や調理業務においても、設置者による直営を大前提として、その後における立法政策や国及び地方公共団体

の実施・運営体制の整備・充実に決議している点は、特に注目に値する。

Ⅲ、学校栄養職員、調理員の制度的位置づけの前進

以上の点につきもう少し敷衍し、学校給食に係わる栄養職員、調理員の制度的位置づけにつき不十分さを残しつつも、「直営原則」の具体的発展を目指してその教育条件整備が図られて来たことを概観し確認することとする。

1970年2月28日、文部省管轄の保健体育審議会は、坂田文部大臣宛に「義務教育諸学校等における学校給食の改善充実方策について」を答申した。これは、学校給食の普及と健全な発達とをさらに推進するという文部省の諮問意図に対して答申されたものである。

学校給食の全般にわたってその改善策が答申されているが、学校栄養職員については「学校給食の栄養指導管理、食事調製等をつかさどるという観点に立って、早急に職制の確立を図る必要がある」と答申は文部大臣に要請した⁶⁾。

調理員（調理従事者）についてはその「配置と待遇の適正を図る必要がある」とし次のように答申は文部大臣に要請した。

「学校給食の調理が的確に行われ、魅力的な食事とするためには、調理従事員の適正配置とその資質の向上が図られる必要がある。そのために、調理従事員に対する調理技術、栄養、衛生的知識等についての研修を強化するとともに、調理従事者の健康管理、作業環境の良化、待遇の改善について十分な配慮がのぞまれる。現在、地方交付税においては、給与単価及び人員について十分な積算がなされていないので、これを改善する必要がある」と文部大臣に要請した。

この調理員の位置づけや定数の確保については、この答申の前後の経緯がある。

すなわち、1960年12月14日、既に文部省は「学校給食に従事する職員の定数確保および身分安定について」（通知、文部省体育局長から各都道府県知事、同教育長宛）を發し、学校給食に従事する職員（「学校給食調理員」とする、文部省通知文の用語）がP T A等で雇用されている実態を中止させ、これを改善するために「市町村立学校の職員として発令されていない学校給食調理員については、可及的すみやかに市町村立学校の職員として発令するように努めること」とし、「学校給食調理員数の基準」⁷⁾を示した。

そして、先述した1970年の保健体育審議会答申を受けて、その後、文部省は上記の「基準」をもとに、学校給食調理員の給与費を地方交付税に積算してきた（文部省体育局長学校給食課長、昭和57年8月12日、「地方交付税・昭和57年度地方交付税（市町村分）における学校給食関係の積算内容について」等）⁸⁾。

また、学校栄養職員に対しても、1974年、法をもって学校栄養職員を国庫補助対象者とし、義務教育費国庫負担法に位置づけた。また、その定数について定め、さらに、その改正（増員）を行うなど充実化を図ってきた。

以上の通り、学校給食の「直営の原則」はきわめて明確である。上述した点はすべて学校給食法の理念・原則そのものであり、その具体的な展開を画するものであり、端的に学校給食法の内実をなすものである。

上述した点は主に学校給食職員（栄養職員、調理員）についてであるが、この事項においても学校給食の「直営の原則」は、学校給食法においても、また、その後の立法や法令（通知を含む）においても明確な原則であると言える。こうした内実を含んで、学校給食法は今日においても廃止されることなく現存する法規範（学校給食に関する基本法）であることは銘記されるべき最重要事項である。

IV、学校給食法における学校栄養職員・調理員の位置と任務について

学校給食の「直営の原則」をさらに、学校給食の指導や教育活動（給食指導、食教育）という場面に移して考察することとする。

文部省は、1956年（昭和31年）に「学校給食の実施について」⁹⁾を全国に「通達」している。この「通達」の重要な点を要約すれば、次の点にある。

- ①学校給食は、学校教育の一環である事、学校の教育計画の一環として実施すること。
- ②栄養職員、調理員の業務それ自身が学校給食法の第1条、第2条に定める目的・目標を実現することに役立てられるべきものであること。
- ③すなわち、献立の作成、調達される食材、栄養・栄養月報、調理の仕事の工夫など、それじたいが、言わば「生きた教材」となるのであり、そのような給食・栄養・健康などの指導に活かされるよう工夫すべきである。
- ④教師は児童生徒とともに会食して給食指導にあたること。
- ⑤学校給食の運営は教育委員会の指導助言により、当該学校の校長が計画し管理し、職員を指揮監督して行うこと。
- ⑥教師は学校給食に関する研修に努め学校給食計画の改善向上を図ること。
- ⑦学校給食の運営に、保護者が参加できる運営のための組織をつくること。

以上の見解は今日においても変更されていない。例えば、文部省体育局長通知「学校給食の食事内容について」（1995年3月29日）では、「(3-(2))献立作成及び調理に当たっては、児童生徒等のし好の偏りをなくし、生きた教材として活用できるよう食品の組み合わせ、調理方法等を工夫すること」としてい

る通りである¹⁰⁾。

さらにまた、1997年9月22日付けの保健体育審議会の答申においても、学校給食（給食づくりやその食事そのもの）を食や健康の教育における「生きた教材」としてさらに活用されるべきことが強調されている通りである¹¹⁾。

以上のように、教育職員（教員）ではない学校栄養職員や、とりわけ調理員とその業務が「教育的価値や教育的効果」（文部省）を生むことが期待される不可欠の制度的要因は調理員等が「市町村立学校の職員」であり、それが決定的に重要な要因である。給食づくりのために常時、学校の正規（公務員）の職員として給食づくりに従事することによって児童生徒との学校給食に関わるさまざまな活動（給食づくりの苦勞を話す、児童等の評価や声、要求を聞くなど）やコミュニケーション労働が可能となり、それが児童等に教育的効果を生むことにつながるのである。学校のなかにおいて、また学校給食においては、学校職員としての調理員は、児童生徒に対しては「教育する側」にたって仕事をするを必然的に求められる存在であることは誰しも理解するに困難ではないであろう。

これは、学校教育活動の一環としての学校給食の業務（給食づくり）や活動（調理員等と児童生徒との教育的関係やコミュニケーション活動）における「直営の原則」を示すものである。その法制的基本枠組みは、学校給食運営の全てが学校の教育計画のなかに位置づけられるものであり、そのすべての責任を学校長が負うものであるからである。

言い換えれば、教育の管理運営の責任は教育委員会と学校長が負うものであり、学校給食もまた教育そのもの、教育の一環であるからである。この基本枠組みから見ても、学校給食の「直営の原則」は当然のことであり合理的な制度というべきである。

V、教育課程における学校給食の位置と組織及び管理運営の制度

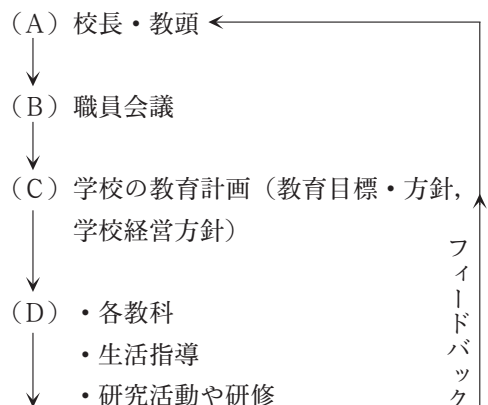
1. 教育法令における学校給食活動の位置
学校給食の教育活動としての目標や活動（学校給食法第2条）は、学校教育法第17条、第35条・第36条等に掲げられた小学校・中学校の教育目標を実現することと対応してその下位の目標として位置づけられる。さらに、学習指導要領（文部大臣告示）において、「特別活動」の「学級活動」の領域の一つとして正課としての教育課程の一環をなすものとされている。以上が、学校給食の教育課程上の位置づけである¹²⁾

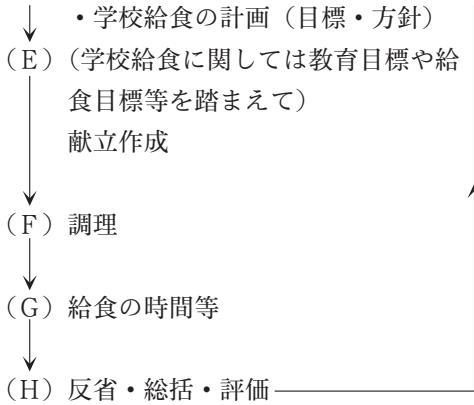
2. 学校給食の組織及び管理運営

学校給食の学校レベルにおける組織及び管理運営は、教育委員会の指導助言に基づき、各学校の自主的判断、すなわち学校長の責任のもとに管理運営される。学校長のこの責務と権限は、学校教育法第28条に規定されていることに法的根拠を有する。

各学校における学校給食の組織及び管理運営の制度は、以下のような構造をなし、その一貫性をもった有機的な全一的組織過程をもって実施されるものである。

これを図示して、そのアウトラインを見れば次の通りである。





ここで強調されなければならない事は、次の点である。

第一に、最も重要な点は、(A) から (H) までの全組織過程は校長の責任のもとにおいて、有機的な全一的過程となっていることである。

その意味するところは、学校給食もまた学校の教育計画のなかに有機的に構成され、校長・教頭、教員、栄養職員・調理員等すべての教職員の協業（協力・協働）によって実施運営されねばならないということである。また、児童生徒や保護者もまたこの過程のいつれかに参加して学校教育の機能をより充実させることに寄与するものである。

第二に、有機的な組織過程は、(D) の各教育活動の領域間においても実現されなければならないということである。栄養職員・調理員の給食づくり（献立作成・調理など）や給食活動はそれだけが単独に孤立して行われるのではなく各教科、生活指導（特別活動・学級経営・学級活動など）、研究・研修などと密接に関連させて行われるという点もまた重要で不可欠である。そして、ここにも全教職員による協業と分業が行われる。

第三に、(B), (C), (D) の過程において、栄養職員や調理員も何らかの形でこの過程に参加し、学校給食運営の全一的過程や協

業を担っているという事である。

第四に、(E), (F) との間（すなわち、栄養職員と調理員との間）にも密接不可分の協力・協働という協業関係が充実していなければ、教育的価値や教育的効果を発揮できる給食（食事）を作ることは出来ず、それによって優れた「生きた教材」である食事が用意されなければ、優れた給食指導・食教育もできないということである。

以上の意味で、教育活動の有機的・全一的過程は給食活動においても生命である。

3. 給食調理部門の民間委託は、教育活動と教育的価値を必然的に低減させる

以上のように、学校給食の「直営の原則」は学校教育の一環としての学校給食活動の実際の場面においても貫かれている。「直営」であることによって (A) から (H) までの教育の有機的・全一的過程が保障されるという点が重要な制度的原則である。

調理部門を民間委託することは、この過程を分断・停止させることになる。すなわち、(F) の過程が民間委託されることによって、学校における学校給食の循環的過程が途切れ、教職員の協業も、学校給食の教育活動の有機的構成も必然的に不可能となる。

以上の点を、箇条書きして確認すれば次の通りである。

①民間委託においては、栄養職員と会社調理員との協業的關係自体が違法となるから、(E) の献立に込められた教育的意図は、(F) に十分に届き実現することは不可能となる。そもそも、上記の両職員（栄養職員と調理員）が協業できないということ自体が致命的欠損である（「請負」においては公務員である学校栄養職員が直接民間会社が派遣して来る会社調理員に対して指導、指示、指揮命令する

ことは違法となるとする職業安定法第44条の規定がある。従って、栄養職員と会社調理員とは協業できないことになる。

②それだけではなく、当然のことであるが、(A)、(B)、(C)、(D)、(E)の教育目標や方針も、(F)において途切れる。

③そうであれば、(G)の過程における児童生徒にとっても「生きた教材」としての食事を享受するという価値が低減する。学校側の教職員がどのような子どもへの願いを込めて給食をついたのかを、調理法やその工夫を含めて伝えることが困難となる。

④すなわち、(F)の過程は、教育課程としての内実（「生きた教材」としての価値）をもって、(G)の過程において児童生徒につたえられない。民間委託においては、食事づくり（調理）は、一連の学校教育課程の実施、あるいは教育運営過程としてではなく、それとは無縁に受託会社の営利的業務という異質な過程に変換・変質される点が学校教育活動にとって致命的欠陥となる。

⑤以上のことから、(H)において調理法や献立作成、食材の選択などを反省・総括・評価し（Plan-Do-See のSee に当たる）、よい給食づくりを再計画するという（A）→（B）…へのフィードバックもまた実現されないことになる。学校給食の残菜調査には調理員もかかわるが、その意味を理解しそれを活かすことは学校内の職員である調理員によってしか、意味ある給食の教育計画（再計画）にフィードバックすることは出来ないというべきである。

4. 教育としての学校給食の生命線は給食づくりにある

繰り返し強調しなければならないことは、学校給食が教育的な価値や効果を発揮し実現する上では、学校の教育計画の統制下にある

献立、食材選択や調達、調理等の給食づくりが生命線であるということである。それら自身が、教育内容であり教材（食教育の「教科書」）であるからである。

学校給食における調理業務はその意味で教育的な仕事であり、その身分、雇用関係、労働条件等が教育としての学校給食の質や性格を左右し決定するというほど、重要な仕事・活動である。このことは、どれほど強調しても強調しすぎることはない。優れた「生きた教材」として献立・食材・調理が保障されてこそ、食に関する指導・教育が成立するのである。それは、給食における教育が、児童生徒が給食の食事を食べ、味わい、人と人との交流をつくり豊かな社会性を発達させるという体験的な学習を通して、正しい味覚や嗜好を育て、正しい食習慣を形成し、栄養・健康、食の生産・流通・消費などの知識を獲得し食事観を育成する（学校給食法第2条）という「なすことによって学ぶ（Learning by Doing）」という教育であることに根ざしている¹³⁾。

学校給食調理員の仕事が教育的でなければならぬ事については、文部省は「調理員は常に教育関係者であるという自覚のもとに、日々の調理に当たること」を仕事上の留意点に掲げている¹⁴⁾。

VI. 学校給食の「直営の原則」を展開してきた文部省の見解について

最後に、文部省自身がいかなる見解を表明してきたかについて、見ておく。それは、所謂、有権解釈に属するが、これも学校給食法の規範内容を構成しているものとして重要である。

1. 指導・解説文書における文部省の見解
結論的に言って、文部省もまた、学校給食における「直営の原則」を自己の見解として

きた。それは学校給食法の法解釈や説明として展開されてきた見解である。

文部省は端的に、学校給食の実施主体、責任主体は学校の設置者（国及び地方公共団体）であるとする。その根拠は、学校給食法第4条が「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない」としていることから明白であるとする。また、法第6条①項が設置者による経費負担を規定していること、学校給食法施行令第1条の学校給食の開設・廃止の主体が設置者であること、さらには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、33条からも明らかであるとする。

学校給食に関する事務管理や執行においては、地方教育行政法第25条がいうように、法令、条例、地方公共団体の規則等に基づかなければならないとし、これも直営原則の根拠であるとしている。

さらに、調理部門の委託に関しては次のような見解を示してきた。

「おかずの調製については、これを第三者に委託することは学校の諸行事を含む教育計画と適合させることができるか、児童生徒にとって必要な栄養をみたくなど児童生徒の立場に立った食事の確保、あるいは食品衛生等管理責任の面から問題があるのではないか、委託を受けた者の都合によって食事の提供が中断される恐れがないかといった点がいわれている。

たしかにおかずの調製を委託することについては前記のような問題が可能性としてあることは否定できないし、また、学校給食が学校の設置者の責任において実施させるべきところから設置者の実施責任のとれる体制が必要であり、おかずの調理については設置者の直営方式によることが望ましいといえる。¹⁵⁾

以上引用した文部省見解の結論部分は、学校給食法の解釈・理解として見識あるものであると評価する。文部省見解としても、学校給食法は学校給食の「直営の原則」をとるものであって、調理部門の民間委託は同法に反する違法性があるとしていることが確認できる。

2. 国会における文部省・柳川体育局長の答弁

1977年10月、兵庫県宝塚市の中学校での民間委託給食において高司中学校の調理員が無資格であることから住民を巻き込むトラブルが発生した。この問題を国会（衆議院・文教委員会）で質した土井たか子衆議院議員の発言に対して、文部省・柳川体育局長は「直営方式が、学校給食の原則である」と答弁している。文教委員会議事録における同体育局長の答弁は次のように説明をしている。

「学校給食が設置者の明確な責任において実施できるようにするという体制のたて前をとりまして、いわゆる直営方式を指導し、またその実現を期してまいりましたから、民間委託のような形のを是認している立場で取り組んでおらないというところの盲点があったかと思います。」

「…必ずしも明文上、直営でなければいかぬというような規定は学校給食法にはないわけですが、設置者が責任をもって実施するというたて前にたって、文部省としては、いろいろ財政事情はありますが、いわゆる直営方式をたて前としてという姿勢は今後も続けてまいりたいと思います。」¹⁶⁾

以上の文部省・体育局長の答弁と説明からも、文部省の見解と指導行政の基本、従ってまた、学校給食法に対する認識としても、「直営方式が学校給食の原則」であり、民間委託方式は、学校給食法からみれば不適格であり、法に反するものであることが明らかに

されている。

VII, 結論

以上のように、学校給食法は、学校給食運営のすべてにわたって、「直営の原則」をとっている。学校給食法に「直営」の文言がないことをもって、この原則が存在しないとするのは失当である。上述したように、学校給食法及び関連法規、さらに同法に関する有権解釈（文部省の見解）のすべてが「直営の原則」をとっている。この学校給食法を踏まえて、国は学校給食運営の細部にわたって「直営の原則」を具体的に明示し整備し、全国に対して指導を展開してきた。この点に関しては単独調理方式と共同調理場方式（共同調理場も「教育機関」）の区別はない。

以上の見地から、学校給食の調理業務を民間委託することは学校給食法の趣旨に反し、違法であると言うべきである。時に政策的観点から、文部省（文部科学省）に考え方の動揺が見られることがあったとしても、「学校給食の基本法」である学校給食法と関連法令には何の変動もなく、現行の国家法として存在しているのであるから、この学校給食法の規範（「直営の原則」）に照らせば、学校給食の調理部門を民間委託することは、学校給食法違反となる。その違反は、学校給食の目的・目標を達成することを困難にする重大な損失を招くことを必至とし、看過できない違反であると言わねばならない。

〔注〕

1) 平成13年（行ウ）第236号 公金支出等差止請求事件、平成14年（行ウ）第241号損害賠償（住民訴訟）請求事件、東京地方裁判所民事第2部C1係。通称「杉並区学校給食裁判」。

2) 堺市の学校給食において発生したO157事件によって死亡した両親が堺市を相手取って起こした所

謂「O157事件国家賠償法訴訟」判決では、設置者である堺市の当事者としての責任を厳しく追求する判決を下している。すなわち、「学校給食には、極めて高度な安全性が求められているというべきであって、..... 事故がおこれば給食提供者（堺市）の過失が強く推定されるというべきである」として、学校給食の実施と運営や衛生管理・安全管理における設置者の直接的な責任を認定している。これは、「直営の原則」を示す一つの裁判事例である（判例理論）。1999年9月10日 大阪地方裁判所堺支部判決、『判例タイムズ』第1025号、p.85.

3) 文部省編「学校給食奨励規程」1932年、右田紀久恵他『社会福祉の歴史』1978年、有斐閣。

4) 学校給食十五周年記念会『学校給食十五年史』1962年、文部省『学校給食の発展』1976年、第一法規出版。

5) 注4に同じ。

6) 注4に同じ。

7) 文部省体育局学校給食課編集『学校給食必携（第2次改訂版）』1983年、ぎょうせい（株）、p.512.

8) 文部省体育局学校給食課 同上書 p.513.

9) 中学校給食を実施することを内容とする学校給食法改正にともなってこの通知が出されたものである。文部省大臣官房総務課編集『教育法令集10-2』1986年、ぎょうせい（株）、pp.331-352.

10) 平成7年3月29日 文体学第131号通知、文部省大臣官房総務課編集『教育法令集10-2』1986年、第一法規出版、p.331.

11) 文部省・保健体育審議会答申「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」1997年9月22日付け。

12) 文部省編『学校給食指導の手引』1992年、pp.20-22.

13) 同前書、pp.22-28.

14) 文部省体育局学校給食課法令研究会編『学校給食執務ハンドブック』1974年、第一法規出版、第2章 学校給食の管理運営及び指導 p.287.

15) 文部省・同上書 「質疑応答」の項、p.1609.

16) 1977年11月16日衆議院文教委員会、文教委員会議事録。